

令和6年 第9回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和6年9月10日（火）

午後1時58分から午後2時37分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
欠	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

富武 聖一

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後1時58分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第48号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会

（午後1時58分）

職務代理者の号令による起立・礼

事務局長

それではただ今から令和 6 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長のご挨拶申し上げます。

会 長

こんにちは。

今日は大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

先月末の台風の影響で熊本が直撃するという事でいろんな行事が中止になりましたが、宇城自体はあまり影響がなかったと聞いています。農家は天候に左右されるので、精神的にも肉体的にもとても減入と思いますが、十分に備えをして頂ければと思います。この総会の後に、事務局より地域計画について少しお時間を頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

それでは、これより令和 6 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、4 番 松川奈保美委員、5 番 村嶋政弘委員を指名いたします。

議 長

日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長

日程第 3、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 45 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
	申請番号 2 番は、	三角 5	河野道也委員より
	申請番号 3 番は、	4 番	松川委員より
	申請番号 4 番は、	8 番	山田委員より
	申請番号 5 番は、	松橋 2	近藤委員より
	申請番号 6 番は、	松橋 4	澤村委員より
	申請番号 7 番は、	松橋 5	上村委員より
	申請番号 8 番は、	9 番	坂本委員より
	申請番号 9 番及び 10 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人は数十年来の付き合いをされているという事です。受人は取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

**河野道也
推進委員** 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は柑橘を栽培されている専業農家であり、取得後においても自宅の近くという事もあり効率的に利用されると認められ、地域との調和要件にも支障がないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

松川委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇の向かい側に受人の〇〇があり、その裏になります。申請理由は経営規模拡大による売買です。受人は〇〇の活性化の為に若者のリーダー格として尽力されている方なので、何ら問題はないかと思われますのでご審議の程よろしくお願い致します。

山田委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与となっています。渡人が管理されていた土地がありますが、そこはもう管理されないで隣接する受人に贈与をするということでされております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

近藤推進委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買となっております。この方の経営面積が記載されていません

が法人の中の一人、代表者の方で個人で購入されるという事であります。会社で購入ではなく、個人による購入という所で経営面積が記載されておられません。以上です。

澤村推進委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の北 150m 辺りです。申請理由は経営規模拡大による売買で、今回譲受人が買われる隣接した土地で今度買われた土地と併せて 10a 程の土地になります。何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

上村推進委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。場所は〇〇地区の家の隣接地にございまして、雑種地が現況としては開墾されております。みかんと野菜を耕作したいという事で申請です。特に問題はないと思いますので、審議の程よろしくお願い致します。 以上です。

坂本委員 続きまして申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は空き家に隣接の農地となっておりますけども、渡人のお父さんの土地、屋敷を全て相続されて今回〇〇の受人ですけども購入されると、その敷地の一番奥に本物件の農地〇〇〇㎡程ございますけども、そこを一緒に購入されるということです。受人は、現在〇〇の方で営農をされている、面積も 4 反程持っておられるという事ですので、よろしくご審議頂きたいと思います。

本田委員 申請番号 9 番と 10 番について説明します。この案件は同じ案件ですので同時に説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による分筆しての売買になります。渡人と受人の農地は隣接地であり、渡人の農地が遊休農地という事で相談した所、売買になったという事です。農地取得後サツマイモと柿を植えるという事です。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて許可は可能かと思われます。審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 10 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 どなたか意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 10 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 45 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 10 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 46 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

議 長 議案第 46 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 6 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長 申請番号 1 番は、松橋 1 中塘委員より
申請番号 2 番は、小川 2 吉水委員より

それぞれ説明を求めます。

中塘推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び事業用敷地拡張です。実は写真を見て頂くと分かるように 1 番 2 番と同じ敷地内に写真を見て頂くと、もうちゃんとしているわけです。というのがもう 30 年以上前に住宅とされた時に用地の中に田があったということで今回の申請となっております。始末書も添付されております。排水同意はとられておりますので別に何ら問題ないと思われれます。よろしくお願い致します。

吉水推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
亡くなったお父さんの宅地を相続した娘さんが、隣接地に〇〇㎡の畑があり宅地転用の申請がありました。許可が下りれば〇〇を通じて個人住宅として売却する予定です。取得される方は庭として使用されるそうです。始末書も添付してあり、何ら問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番の〇〇〇〇は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

同じく申請番号1番の〇〇〇〇は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、既存施設の面積（〇〇〇㎡）に対して、拡張する面積（〇〇㎡）が2分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。 以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番及び2番について説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号1番及び2番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第46号の農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第47号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年9月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。 以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	4 番	松川委員より
	申請番号 2 番は、	8 番	山田委員より
	申請番号 3 番及び 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 5 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます。

松川委員 申請番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。
場所は〇条申請と同じく〇〇町〇〇の向かい側、受人の〇〇の裏になります。
受人は 4 月に〇〇と〇〇のお店をオープンされていて来客数が多くなり、来客用の駐車場が必要になり申請地を購入する為の申請となります。既に砂利が敷いてあり整備がしてある為、始末書添付となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。

山田委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用理由は個人住宅、店舗兼住宅の建設となっております。場所が〇〇側から〇〇へ登っていく道がありますが、その上り口の左側になります。
隣接はございません。排水同意もとられておりますので何ら問題ないかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

中塘推進委員 申請番号 3 番と 4 番は関連性がありますので一括して説明申し上げます。
詳細は 3 番、4 番記載のとおりです。転用理由が貸駐車場、倉庫、下が貸駐車場と資材置場となっております。渡人が離農されまして、この〇〇を経営されておりました数年前から倉庫とか土地はないだろうかとご相談を受けておったんですが、今回渡人から依頼がございましての申請でございます。隣接同意、排水同意とられております。何ら問題ないと思われます。総額ですが上と下併せて総額〇〇〇万円となっております。以上です。

野田推進委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用理由は建売住宅が 2 戸建つ予定でございます。場所は国道〇号線を〇〇方面より〇〇方面へ行きますと〇〇の信号のひとつ手前を右折しますと、〇〇の横の道を道なりに 150m 位行きますと〇〇に左折する道がございます。その右の角でございます。区長の排水同意全てとられております。審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。

ます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番及び4番は、〇〇から概ね500m以内の区域にある農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号5番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇学校と〇〇保育園があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。 以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から5番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 森田推進委員をお願いします。

森田推進委員 はい。1番の松川委員が説明された件ですが、ここはたぶん〇〇か何かを作っていてそれができている関係で始末書が添付されているようですが、受人の名前が実は前の案件の〇条申請の〇番で出てきていたので、ちょっとその辺の番地とか関係によって〇条申請の時に結構な値段で〇〇園を買われているなと思っていたんですが、今回5条申請で既に駐車場ができているという事で始末書添付で出されておりますけども、その〇条の所の〇〇園あたりが、自分が現地は確認してないんですけども、普通に〇〇園なのか今から〇〇を作るのか、もしかしたらそういうことであっても駐車場か店舗か何か作られる可能性はないのかとかは不知火の委員さんは確認されておられますか。

議 長 先ほど、松川委員から説明があったんですけどもう1回言いますか。松川委員をお願いします。

松川委員 始末書添付の件ですね。
そこは既に砂利が敷いてあって整備がされてあったので始末書添付となっております。

森田推進委員 はい。

議 長 森田推進委員お願いします。

森田推進委員 すみません、再質問になりますけども〇条申請の所で〇〇〇㎡位を〇〇〇万で〇〇の畑になっているのを買われたのか、ちょっと宅地並み位の値段で買われているというのがですね、今現在〇〇が植わっているのか、今から植えられるのか。もしかしたら、駐車場とか始末書添付の案件が出はしないかとか、そういう所はどうやって見ておられるかなと思った所ですが。どうでしょうか。

議 長 事務局のから説明してもらっていいでしょうか。
お願いします。

事務局 〇条申請で申請が出たのが、総会資料の6頁の下の方で右の緑色で囲ってある所が今回5条申請で駐車場として出た申請地で、その左隣の〇〇-1と〇〇-1、〇〇-1が3条申請で出ています。

〇条の申請人は〇〇農家さんで、現況は果樹が植わっている状態ではないんですけども、12月に苗が来るという事で12月からそこを〇〇の苗を植樹されるという所で聞いております。

高い値段で買われている経緯につきましては、申請人の方の〇〇に近いので立地的にそこでどうしても駐車場にしたいという意向が強かったので、受人の希望による住宅街に囲まれた所という立地条件もあって、お互いでの話合いでの値段になっているという所になっています。

議 長 森田推進委員どうでしょうか。

森田推進委員 まあ、そういった想像はつくんですけども結局〇〇〇㎡を〇〇〇万円で買うという事は、〇〇をそのまま植えるんじゃなくて、また駐車場とか何かの転用目的があるのかなとかそういう所は不知火の委員さん達はどう見たのかなと思って尋ねた所でした。

議 長 松川委員どうでしょうか。
お願いします。

松川委員 まだ、〇〇は植わってはいないんですけど〇〇がすぐあるので、〇〇を育ててそれでお客さんにも見てもらえる、多分そう考えられてると思っています。

議 長 森田推進委員。

森田推進委員 はい。わかりました。

議 長 ありがとうございます。
他に意見はありませんか。

河野委員 はい。

議 長 はい、河野委員お願いします。

河野委員 写真を見てですね、奥にコンテナを置いてあるのですがこれは農地になっているのでしょうか。それとももう、転用がかかっているのかと思ひまして。

松川委員 はい。

議 長 松川委員お願いします。

松川委員 それはまた奥ですね。この手前の緑の所ですね。

河野委員 はい。

議 長 河野委員。

河野委員 この手前が○条で出た案件の土地でしょう。これが農地だったらちょっといけない状況かなという気がしますので、事務局調べておいて下さい。

議 長 お願いしておきます。
他にどなたか意見はありませんか。

議 長 他にありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 5 番について承認される方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 47 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 48 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 48 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年9月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案 17 ページから 20 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 408 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案の 17 ページから 20 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 5 件で、農業公社が売り渡すのが 3 件です。面積は、田が 16,459 m²、畑が 1,827 m²の合計 18,286 m²です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 48 号について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 48 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 9 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 37 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。

